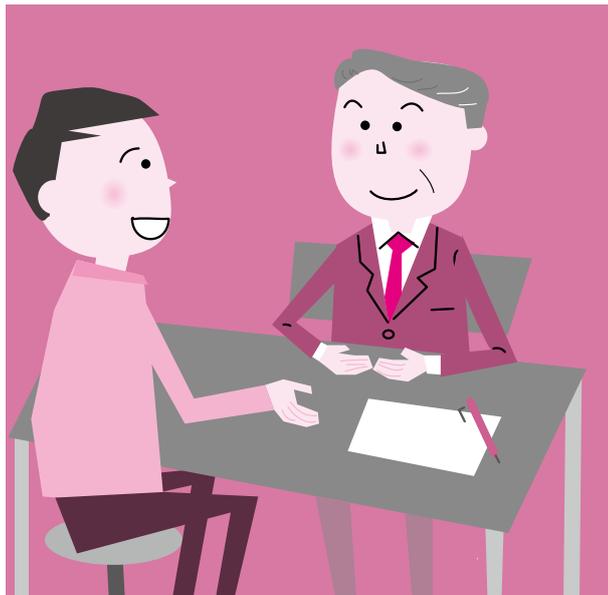


不安を抱え込む前に

市では、市民の皆さんが日常生活を送る中で遭遇する困りごとや不安を解決するため、各種相談窓口を開設しています。相談内容については秘密を厳守しますので、安心して相談してください。



各種問題について専門の相談員が助言します。相談料は無料です。
会場 市民相談室(市役所2階)
注意事項

○裁判所で取り扱い中の事件につ

○正午～午後1時は相談できません

いでは相談できません

○法人からの相談は受けません

○受け付けは終了時間の30分前までです

女性のための相談(予約制)

女性が抱えるさまざまな問題についての相談を受けます。

日時 木曜日 午前10時～午後4時(1組当たり50分)

内容 生き方、夫婦のこと、家族のこと、DV、セクハラ、職場の人間関係など

相談員 女性カウンセラー

予約方法 直接または電話で市民協働課へ

もめごと・なやみごと・苦情相談

人権擁護委員が、差別や名誉毀損、嫌がらせなど人権侵害についての相談を受けます。

また、行政相談委員が、国の行政に対しての意見や要望についての相談を受けます。

日時 第4火曜日(12月は8日火)

午前10時～午後3時

相談員 人権擁護委員、行政相談委員

税務相談

税に関する疑問についての相談を受けます。

日時 第3火曜日 午前10時～午後3時

内容 確定申告、贈与税、相続税

不動産相談

不動産に関する疑問やトラブルについての相談を受けます。

日時 第3火曜日 午前10時～正午

内容 宅地・建物の売買、賃貸借など

相談員 千葉県宅地建物取引業協会 会印権支部相談員

外国人相談

市内で生活する外国人を対象に、相談窓口を開設しています。

皆さんの周りに困っている人がいたら、ぜひ教えてあげてください。

日時 第2・4金曜日 午後1時～4時

内容 健康保険、年金、税や日常生活における諸問題

取り扱い言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語。各言語による案内は7ページをご覧ください

※くわしくは市民協働課(☎20・1507)へ。このほかの相談の日時などは15ページをご覧ください。

法律相談(予約制)

法律問題全般についての相談を受けます。

日時 水曜日 午後1時～4時(1組当たり30分)

内容 雇用・労働、金の貸し借り、損害賠償など

相談員 千葉県弁護士会所属の弁護士

予約方法 直接または電話で市民協働課(☎20・1507)へ

市民生活相談

日常生活上の困りごとについての相談を受けます。

日時 月・金曜日 午前9時～午後4時

内容 離婚、相続、近所とのトラブルなど

相談員 市民生活相談員(元裁判所調停委員)

所調停委員)

外国人相談

英語

SERVICE FOR FOREIGNERS

- ◆Date Every 2nd and 4th Friday
- ◆Time 1:00P.M~4:00P.M
- ◆Place Narita City Hall 2F Meeting Room
- ◆Subject To advise and help you solve problems you encounter such as health insurance, pension and tax etc.while living in Narita.
- ◆Languages available English,Chinese,Portuguese,and Spanish
- ◆Charge Free
- ◆Inquiry "SHIMINKYODOKA" ☎0476-20-1507

中国語

外国人諮詢窗口

- ◆諮詢日 毎月第二和第四个星期五
- ◆諮詢時間 下午1時~4時
- ◆諮詢地点 市役所 2楼 會議室
- ◆諮詢内容 日常生活的各种問題 例如健康保險, 年金, 税金等
- ◆諮詢語言 英語/中国語/葡萄牙語/西班牙語
- ◆諮詢費 免費
- ◆查詢電話 "市民協働課" ☎0476-20-1507

スペイン語

CONSULTA PARA LOS EXTRANJEROS

- ◆Fecha segundo y cuarto viernes
- ◆Horario 13:00~16:00
- ◆Lugar segundo piso del edificio (municipalidad) "Sodan Coona"
- ◆Contenido de consulta problemas varios de la vida diaria como seguro de salud,pension,impuestos
- ◆Atienden en inglés,chino,portugués,español
- ◆Costo gratuito
- ◆Información "SHIMINKYODOKA" ☎0476-20-1507

ポルトガル語

SERVIÇO DE ACESSORIA AOS ESTRANGEIROS

- ◆Período 2ª e a 4ª semana de 5ª feira do mês
- ◆Horário 13:00 Hs~16:00 Hs
- ◆Local Prefeitura de NARITA 2º Andar "Soudan Coona"
- ◆Objetivo Eventuais problemas do cotidiano, como pensão,seguro de saúde e impostos.
- ◆Atendimento em inglês, chinês, português, espanhol
- ◆Serviço gratuito
- ◆Informação "SHIMINKYODOKA" ☎0476-20-1507

